

(市民意見の公募)

第17条 市は、別に定めるところにより、重要な計画及び政策の策定又は変更について事前に案を公表し、市民の意見を求める。

2 市は、市民から提出された意見を尊重し、意見についての考え方を公表します。

(附属機関の委員の任命)

第18条 市の執行機関は、特定事項について審議又は調査等を行う附属機関に、市民の多様な意見が反映されるように委員を任命します。

(情報の公開)

第19条 市は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。

2 市は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。



(個人情報の保護)

第20条 市は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適正に管理します。

(基本構想等)

第21条 市は、まちづくりの理念に基づき基本構想を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。

2 市は、基本構想、基本計画その他市の施策の基本となる計画を策定するに当たっては、市民参加の機会を保障します。

説明

ここでは、自治の基本原則に基づいた市民主体の住みよいまちづくりを進めるためには、どのように市政運営を行っていくかについて具体的に定めています。これから的地方公共団体は、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、多様な市民組織との協働関係を築き、地方公共団体と市民組織あるいは自治活動組織がパートナーとなって、地域市民の意向を踏まえて地域の課題に取り組む必要があります。第16条は、住民自治の充実を図るための市民の参加のあり方や、多様な主体の参加による新しい公共空間の形成について述べています。

また、情報の公開は、市の説明責任を果たし、公正で民主的な市政を進めていくためにとても重要なことです。情報の公開や市民への説明の際には、わかりやすいように行われることが大切です。



第6章 市議会の役割

(市議会の責務)

第22条 市議会は、市民の代表機関として、市という団体の意思決定機関であり、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより議決の権限を行使し、市民の意思が的確に反映されるよう活動します。

2 市議会は、市の執行機関の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めます。

3 市議会は、政策の立案、提言の内容の充実を図るために調査研究活動に努めます。

(開かれた議会運営)

第23条 市議会は、市議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会等を公開し、並びに議会活動について市民に説明することにより、市民との情報の共有に努めます。

2 市議会は、市民の意見を聞くため議会活動への市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めます。

(市議會議長の責務)

第24条 市議會議長は、市議会を代表し、公正中立に職務を遂行するとともに、円滑かつ効率的な議会運営を図るよう努めます。

2 市議會議長は、市議会に関する事務を統一的に処理するため、議会事務局の職員を適切に指揮監督し、職員の能力の向上を図るよう努めます。



(市議会議員の責務)

第25条 市議会議員は、市民の意向把握や情報収集に努め、市民全体の利益を優先して政策提言を行います。

2 市議会議員は、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に責務を遂行し、市民の負託にこたえます。